

財務省告示第八十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成二十年二月十五日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行額	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百六 十五回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	株式会社ゆうちょ銀行による引 受け	額面金額で七百五十億円	七百四十九億三千八百五十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十年二月十五日	額面金額百円につき九十九円九 角八厘	年〇・五パーセント	平成二十年八月十五日を支払期

十 十 十 十 十  
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第  
込 場 利 還 還 の 二  
期 所 金 金 期 利 期  
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 利 て を 毎  
成 本 面 成 子 、 支 年  
二 銀 金 二 支 所 払 二  
十 行 額 十 払 の 期 月  
年 二 百 二 年 日 以 十  
二 十 円 年 二 前 六 各 五  
月 五 につ 月 月 月 支 日  
十 百 づ 十 間 間 払 八  
五 円 百 五 属 期 月 十  
日 円 日 日 属 期 十 五  
日 日 日 日 日 日 日 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

す 次 そ が 金 と  
る 号 の 銀 額 し  
期 及 翌 行 を 、  
日 び 営 休 支 次  
に 第 業 業 払 の  
つ 十 日 に 日 算  
い 四 に 支 当 式  
て 号 払 たり だ により  
同 にお へ と だし、算  
じ いて 以下 は 支 出  
。 規 定 、 期 た